

(別紙)

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見・御質問の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見・御質問の概要	御意見・御質問に対する考え方
<p>(質問)</p> <p>本改正により、EU認証された有機酒類について、認証輸入業者による格付表示が可能となるが、酒類については、ヴィンテージワインのような、製造年度がかなり古いものもある。EU認証されているものは、製造年度に関係なく、格付表示の対象になるということによいか。</p> <p>(要望)</p> <p>英国の有機畜産物及び有機酒類の同等性交渉について、交渉を始めてからかなり時間がたっているが、速やかな合意を望む。</p>	<p>(質問)</p> <p>EU 認証され、輸出証明書が発行されたものについては、製造年度に関係なく、日本・EU 間の有機同等性に基づき、有機 JAS 認証輸入業者による格付の表示が可能です。</p> <p>(要望)</p> <p>有機同等性の交渉状況についてお伝えすることはできませんが、引き続き英国との有機同等性交渉を進めてまいります。</p>
<p>有機酒類について、EUとの同等性が承認されることについて、支持します。遅延なく、5月に発効されることを望みます。</p> <p>ただ、米国、NZ、チリなど、他にも同等性が取れていない国々があります。</p> <p>10月1日以降、義務化されますが、同等性が取れていないと、せつかくの有機表示を消すという作業が発生します。</p> <p>猶予期間を延ばしていただくか、早急に各国との同等性の協議を進めていただけますよう、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>有機酒類も含め、引き続き各国と同等性協議を行ってまいります。</p>
<p>いわゆる廃止逃げを防ぐため期間を延長することには同意します。しかし期間が1年では個人的感覚として短いことや、ステークホルダーへの補償等に係ること、JAS認証廃止されるに至ってJAS認証が実質的になされていない産品にたいしてさかのぼっていつ</p>	<p>認証しないこととする期間については、JAS関係法令の同旨の規定に照らして、1年としたところでは、いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

から認証切れ商品として扱うのか？回収等する場合にトレーサビリティは確保されているであろうが不備があった場合の被害が算定しにくいことが懸念されます。

また認証機関、認証事業者ともに廃止逃げがあるということは認証機関として適正なのか？という疑問があります。また定期的に認証事業者への認証機関の認定期間等の延長手続きはどうなっているのか制度の根幹部分にもう少し手を加えるべきと考えます。

*今回の制定案に直接関係のない3件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。